

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2015. 09

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ the 終了届 no 税理士! yes 行政書士!!

決算書と工事の実績を書いて毎年提出する、**事業年度終了届**。

たまに「**うちは税理士先生が出してるから大丈夫!**」とおっしゃる社長さんがいらっしゃいますが、「うちのかあちゃんがやってるから大丈夫!」と言わる方がまだ私達は安心です。

私たち行政書士は司法書士の業である商業登記簿謄本の書換も、税理士の業である税申告書の作成も出来ません、同じように**建設業許可は行政書士でないと請けることが出来ません**。

業種追加がしたい、実績はある、でも過去の事業年度終了届の内容では、業追が出来ない!というケースが多くあります。「え?500万以下の工事なら許可なくてもいいんでしょ?」

「業追する業種の資格者はいないけれど、従業員は我が社で実務経験があるよ?」

建設業セミナーの出席率が良い方がピンときたでしょうか?

そう、許可がない種類の、「**その他の工事**」も実績も書いて提出する必要があります。

「**その他の工事**」に関しては記載がなくても受付されてしまいますので、税理士先生や、かあちゃんは、ご存知でないケースが多いのです。

実態として小さい額の様々な工事实績がある会社で、許可以外の工事实績を書く必要があるとは知らず昔の終了届を参考に作成して提出したそうです。御担当の税理士先生は「**本当はもっと早くに行政書士をご紹介したかったけど、なんとか今期は黒字にしてあげたくて経費削減のために僕がお手伝いしたんです**」としょんぼりしていました。

お優しい先生だと思います。この先生は建設業に関して無報酬かつプライベートでお手伝いしていた様ですが、会社の方が窓口で「うちの税理士が作った書類なので分かりません」なんて言われると少し危険ですね。お気を付け下さい。**餅は餅屋へ、終了届は行政書士へ!**

※日本全国どこの建設業許可の申請窓口にも
必ずこんなプレートが掲げてあります

行政書士法第1条の2

行政書士でない者は報酬を得て官公署に提出する
書類の作成を業として行うことができません。



★運送業★ プレスリリース(報道発表！)

トラック事業者を事業停止処分30日！

愛知運輸支局が愛知労働局から通報を受け、監査を実施した結果、愛知県瀬戸市に本社をおくS社に対し30日事業停止処分及び車両の使用停止処分を行いました。

事業停止30日、その後の車両停止20日車！

非常に厳しい行政処分を受けることになった背景には何があったのでしょうか。

・ドライバーの勤務時間及び乗務時間について基準を著しく遵守していなかった(30日の事業停止)

・点呼を確実に実施していなかった

・点呼記録簿について、記載事項が不適切だった

・運行記録計による記録を確実に記録していなかった

違反点数32点！

そもそも、今回の監査の端緒（きっかけ）は労働局からの通報。

ということは監査前に労働局の臨検監督があり、そこでいくつも指摘を受けたはず。

この記事を読んでおられる方は、相互通報なんて物騒なものに掛ることはないはずですが、

心配なのは御社の交流がある同業者さん。

「労基ってあいつら、できんことをやれって言うんだろ？」

会社きたから追い出してやったぜ！」こんなドヤ顔に注意！！！！

教えて差し上げて下さいね

え、知らないの？トラック停まるヤツじゃん（笑） って。



今や相互通報制度をとっているため、愛知労働局の監督や年金事務所の総合調査を受けた方、その結果によっては各地方運輸支局へ通報される可能性があります。

本社や他拠点の営業所において臨検や調査を受けた方は牟田事務所（社労部門）へご報告ください。また、どのようにドライバーの勤務時間や乗務時間を改正すればよいかわからない方、教育で困っておられる方、帳票類自体の改定に悩んでおられる方、牟田事務所（運送部門）まで一度ご相談ください。

★産 廃★

産業廃棄物管理実務において1番やっかいなのは**マニフェスト**だと思います。

「法定記載事項を網羅した委託契約書の作成・保存」や「産業廃棄物処理基準を順守した操業」が根本的に重要なことは言うまでもありません。

しかしながら、マニフェストは、後々の行政等からの責任追及や、最悪の場合は逮捕に結びつく決定的な証拠に最もなりやすい資料であるため、最大の注意が必要な実務です。

産業廃棄物処理業者がマニフェストでやってはいけないこと…

廃棄物処理法第29条には下記のような罰則が規定されています。

- マニフェストが交付されていない産業廃棄物の運搬を引き受ける。
- マニフェストに虚偽の記載をする。
- 運搬先にマニフェストを適切に回付しない。(収集運搬業者の場合)
- 処理終了後10日以内に、委託者にマニフェストの写しを返送しない。
- マニフェストの写しを5年間保存していない。

運用が誤っていると「事業の全部停止処分」の対象になることはもちろん、

最悪の場合は逮捕されることもあります。これをお読みの事業所様は十分にされていると思いますが、今一度、実務をされている担当者さんへご確認ください。



過積載にご注意！

産業廃棄物収集運搬車両が車両制限令で定められた制限値25tを大きく超過する総重量50.75tで大型トレーラーを通行させていたことから、極めて悪質な違反であり、これまでも道路法違反が多く確認されていたため、高速道路機構及び中日本高速道路(株)では改善指導をおこなってきました。しかし改善がみられず、違反行為がおこなわれていた為、ついに告発に至ったという報道を聞きました。

この許認可通信でも毎度毎度、今年の1月から悪質違反者に対して、告発を行う実施方針が打ち出されたと掲載してきました。

高速道路6会社は方針に基づき高速道路における悪質違反者への厳罰化を図っていたところ、中日本高速道路(株)管内での最初の適用事案になりました。

産業廃棄物の運搬コストを極限まで節約するために、一度に大量の産業廃棄物を運搬する目的で大型トレーラーを使用していたと考えられますが、制限値の2倍というのはかなり悪質だとしか言いようがありません。

また特殊車両通行許可申請は車両制限令で定められた制限値を超える全ての車両を走行させる場合に必要な許可です。大型トレーラーで産業廃棄物の運搬を行っている事業所さん、ぜひ一度ご確認ください。



★成年後見制度★

「登記されてないことの証明」ってなあに？

実は人間を登記することが出来るってご存知ですか？

正式には「後見等登記事項証明」といいます。

成年後見制度は知的、精神障害や、認知症などの判断能力が十分でない方を守るために、

不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、援助する人を付ける制度です。

基本的には1番身近な親族となる場合が多いようです。



成年後見制度には2種類、法定後見人と、任意後見人があります。

判断能力が衰える前、**もしもに備えた早期の手続は任意後見人**になります。

判断能力が欠けてしまっからは、法定後見等になります、

なかでも補助（軽度）→補佐（中度）→後見（重度）と分けられています、

法定後見等に該当する方の8割が後見（重度）です。

おそらく自身の意思でなく、家族に必要と判断されてからに至るケースが多いのでしょう。

年齢を重ねると、だんだん気になってくる相続や遺言ですが、
後見等登記事項証明もお忘れなく。生きている間が大切です。

たとえば相続ならうちは家族の仲が良いから、残された者同士でうまくやってくれるだろうという考えもそれはそれでいいかと思います。

相続は、遺言などによる意思表示が無ければ、法律通りに分割されますからね。

でも法律は誰が仕送りをしてくれ、誰が介護をしてくれた、ということは考慮しません。

核家族の進展による別居に加え、共働き…専業主婦が少なくなりました。身の回りのお世話も身内任せにはいけないことが多いです。**もし家族会議をする機会があれば遺言と介護と後見制度はあわせてしていただきたいです。**

ほうていこうけんせいど

法定後見制度の3種類

		こうけん 後見	ほさ 保佐	ほじょ 補助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
せいねんこうけんじん 成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	—
	申立てにより与えられる権限	—	●特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	●特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、選挙権を失うなど	●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど	—